0 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令(平成五年大 蔵 省令第一号)

6~10 (略)	6~10 (略)
六~八 (略)	六~八 (略)
	いる会社
	に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従って事業を承継して
	項の認定を受けている会社又は同法第三十九条の二第一項の認定
三条第一項又は第十六条第一項の認定を受けている会社	第一項、第十一条第一項、第十四条第一項若しくは第十六条第一
条第一項、第七条第一項、第九条第一項、第十一条第一項、第十	十一年法律第百三十一号)第五条第一項、第七条第一項、第九条
五 産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第百三十一号)第五	五 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法 (平成
一~四 (略)	一~四 (略)
号のいずれかに該当する株式会社とする。	号のいずれかに該当する株式会社とする。
録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次の各	録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次の各
又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登	又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登
取引所をいう。第五十二条において同じ。) に上場されている株式	取引所をいう。第五十二条において同じ。) に上場されている株式
融商品取引所(金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品	融商品取引所(金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品
5 法第十一条の四十七第一項第六号の主務省令で定める会社は、金	5 法第十一条の四十七第一項第六号の主務省令で定める会社は、金
2~4 (略)	2~4 (略)
第三十四条 (略)	第三十四条 (略)
(証券専門会社等の業務等)	(証券専門会社等の業務等)
現行	改正案

